

文教福祉常任委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当委員会は、休会中の9月20日から22日に開催し、今定例会において付託を受けました議案7件と請願書1件の審査を行いました。

説明を求めるために出席を求めた者は、市長、教育長、関係部長・課長等であります。

それではまず条例関係からであります。

議案第54号 栗東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、

委員から、

- ①今回の条例改正で、体育指導委員の活動に影響はあるか。
- ②地域振興協議会に体育部会があるが、各学区運動会開催時での体育指導委員活動の兼ね合いについてはどうか。
- ③財プロで各学区4名から3名に縮減されたがその影響はどうか。
- ④健康なまちづくり、高齢者の元気で健康な体力づくりを目的として各種の事業が開催されるが、人が集まらない。行政の協力はどうか？

との質問に当局から、

- ①今回の条例改正で、体育指導委員の活動が法的に明確化され現状の活動に法が近づいた形となった。
- ②各学区で体育指導委員の活動はいろいろであり、体育指導委員の関わりについては、今後、議論を経て平準化し、積極的に体育指導委員が活動に参集するように推進していく。
- ③人員減については、他の地域からの応援協力でカバーしていただいている。
- ④ロード3大会、アベック登山などは体育指導委員の大きな協力で開催されていた。今後、名称が変わっても行政と共に、みんなで関わって行こうという環境づくりを進めていく。

との、答弁がありました。

本案は討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 指定管理者の指定については、委員から、

- ①応募は1者だったが、市が求める内容はどのようなものか。
- ②指定管理期間は、5年。他市で10年のところもある。市の見解は？
- ③指導員の雇用の安定は、子どもの安定につながる。改善の方向性は？
- ④保育料の値上げを懸念する声や、夏休みの学童保育を主眼に4月から申し込まれる保護者がおられることに対する市の考え方は？

との質問に対し当局から、

- ①申請書の受け取りは3者あったが、最終的に応募は1者になった。本市の学童保育の規模は大きい方だが、市内均一的なサービスを目指すため、1者に指定する。
- ②指定管理制度を活用して運営されているところは市内に多くあり、市の統一的な観点から、5年となっているが、今後議論していく。
- ③指導員については、稼働時間の関係と経費の抑制面で、臨時雇用対応での運営となる。
- ④保育料の設定については、応分の負担は必要で、条例内での運用をする。また、夏休みの保育問題については、学童保育の趣旨に沿って運営するもので、保護者にも理解していただき、夏休み後の安易な退所は学童保育の運営面から控えて頂くようお願いしていく。

との答弁がありました。

審議ののち、討論もなく、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

議案第59号 指定管理者の指定について、

委員から多数の質問が出ました。その主なものとして、

- ①なぜ、5年の期間で指定管理するのか。障がいを持つ学童保育は、安定した人間関係が求められるが市の考えは？
- ②公の施設の指定管理は、そのメリットから実施されているが、結果として1者なら、今後の見直しも必要ではないか。

③人材確保が必要で、市の支援は重要。近年、養護学校に通う児童生徒が多いが、利用の状況は？

などの質問がありました。当局から、

①どういう形が指定管理として良いか総合的に考えることが必要であり、経費、事業内容、運営等、全体をみて議論していく。

②事業の継続が大切であり、コスト面も視野に入れながら市民サービスの環境を構築していく。

③障がい者日中一時支援事業等<sup>につちゆういちじしえん</sup>ができて以来、利用者が分散し、減少してきた。

との答弁がありました。

本案は討論もなく、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、補正予算関係であります。

議案第60号 平成23年度栗東市一般会計補正予算（第3号）についてのうち関係する歳出・歳入・その他事項については、

委員から質問がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第60号 平成23年度栗東市一般会計補正予算（第3号）について のうち関係する歳出、歳入・その他の事項については、原案のとおり可決すべきものと決した旨を、総務常任委員会委員長に報告いたしております。

議案第62号 平成23年度栗東市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、決算関係であります。

議案第66号 平成22年度栗東市一般会計歳入歳出決算認定について のうち、関係する歳出・歳入・その他事項については、委員から数多くの質疑

がありました。 その主なものとしまして、

民生児童委員が20数名が決まっていらないが、その後の対応は？  
また、民生児童委員が空席の自治会はどのように対応されているのか？  
との質問に当局から、

4月以降に自治会長を訪問し話し合いをしている。地域情報をいただきながら進めている。空席の自治会については、地域間の協力によりカバーを、お願いしてきている。

保育士の雇用の確保についての対応と、正職の保育士の雇用はどうか？  
との質問に、当局から、

近隣市がバラバラに試験日を設定していたが、話し合いで、第1次試験日をそろえて実施することにより重複受験者が無いようにした。  
正職の保育士については、5人程度の採用予定がある。  
との答弁がありました。

全国でAEDの不具合が報じられているが、本市の年間保守点検の状況は？

との質問に対し、当局から、

AEDの保守点検については、AEDに自己点検機能がついていることから、国からの通知に基づき、日常的にそれぞれのチェックとパット、電池の交換時期の点検を行っている。  
との答弁がありました。

平成22年度は児童館の運営体制が大きく変化したが、影響はどうか？  
との質問に当局から、

1日当たりの利用者が多くなった。スタッフについては、2名のローテーションで工夫して子育て支援を実施している。  
との答弁がありました。

学校給食の食材の地産地消の率はどのような状況か？ また、給食のホームページの更新がされていない。

との質問に、当局から、

平成22年度の実績では、42種の野菜のうち14品目が市の生産野菜で、率では、市内産は33%、県内産57%となっている。今後においても

前向きに取り組んで行く。

また、給食のホームページについては、正しい情報の提供の観点から、更新をこまめにしていく。

との答弁がありました。

音楽の森コンサートは38回目で、毎回感動を与えてくれる事業だが、客席に空席が目立つ。参加者増の努力が必要ではないか？

との質問に対し、

今年は少し入場者が増加した。今後、観賞した感想を伝え、何らかの媒体で広げて行きたい。

との答弁がありました。

クリちゃん検定やクリちゃん元気いっぱい運動の展開で、全国学力数値と比べてその効果は？

との質問に、当局から、

それぞれの学力について、調査しているものであり、全国の対比はない。この事業の目的は、家庭学習の強化を図り、子どもに自信を付けさせ、やる気を高めていただくものがある。

との答弁がありました。

また、生涯スポーツ振興事業や社会を明るくする運動事業等は、交付金ありきの事業になってきているように感じる。成果主義で補助金を交付するように改めるべき。

との質問に、当局から、

目標を持って事業を行うべきとの指摘も聞いており、今後改める方向で、対処したい。

との答弁がありました。

引きこもり状況の子ども達について、どこに相談すれば良いのか。

との質問に、当局から、

発達障がい疑いのあるケースについては、子ども発達支援室で、精神的な疾患が考えられるケースなどは、社会・障がい福祉課で相談を受けているが、相談や治療を受けていただくには、まず、家族や本人に理解がないと進められないのが現状である。

との答弁がありました。

委員から、

西図書館は今定例会で存続される見通しとなったが、図書館の指定管理者制度導入予定はあるのか？

との質問に対し、当局から、

図書館の指定管理者制度導入の予定はない。

との、答弁がありました。

また、同和対策事業において、国の法律は平成14年に切れているにもかかわらず、市単独の同和関係予算はかなり高額な予算になっている。

就修学奨励事業など、一般施策にするのはいつになるのか？ 年次的に見直し、計画を立てるなど方向性を示されたい。

との質問に対し、当局から、

基本的人権を尊重することは大切なこと。差別事象も発生しており、地区懇談会など地域の創意工夫の取り組みで差別がなくなるものと理解する。

との答弁がありました。

討論では、反対の討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

なお、関係する歳入・その他事項については、認定すべきものと決した旨を総務常任委員会委員長に報告致しました。

議案第71号 平成22年度 栗東市 介護保険 特別会計 歳入歳出  
決算認定について、

委員から、

介護認定の申込みから認定までにかかる期間はどれくらいか？

との質問に、当局から、

4月当初は52日程度必要だったが、介護認定調査員の充足が図れ、現在では、40日程度となり改善に向かっている。

との答弁がありました。

また、認定者数と実際に介護保険を利用する人の数に差がでていますが、市はどのように捉えているのか？ 認定を受けて、サービスを受けること自体

知らない高齢者が無いように注意して欲しい。

との質問に、当局から、

介護認定が決定し、サービスを受けられる状態になっても、本人がサービスを受けることを拒否するケースなどもある。ご指摘の内容は十分に注意していく。

との答弁がありました。

委員から、

介護保険料の未納についての実態は？

との質問に、当局から、

40歳から64歳までは医療保険者が徴収するが、65歳から1号保険者になる時に徴収方法が変わります。この時に払い忘れ等が生じて、その確認作業が約6ヶ月程度かかり、その間に未納が発生する。

このような状況なので、年3回、説明のため訪問して徴収に努めている。

との答弁がありました。

地域支援事業で、「いきいき百歳体操」などの事業を開催している箇所は9カ所と少ないように思う。また、事業の効果はどのようになっているか？

との質問に、当局から、

現在は、16カ所に増えてきた。今年目標は20カ所としている。

いきいき百歳体操等を継続された所では、自立歩行が困難だった人が自力で歩けるようになるなど、継続した地道な努力から、効果がでてきている旨の明るい報告をいただいている。

との答弁がありました。

本案は、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

請願書第2号 栗東西図書館の充実・存続を求める請願書についてであります。

紹介議員の説明の後、委員からそれぞれ数多くの意見が出されました。

審査するなかで、趣旨採択の意見に賛同される方の挙手を求めたところ、挙手少数でありました。

この請願書は、西図書館の継続を求めるのが主な願意であることから、慎重なる審査の結果、当局は市民の声を反映して、限られた予算のなかで最大限に経費の削減を行い、西図書館を存続し、引き続き、市内2つの図書館を継続して運営する。との回答が得られました。

このことは、図書館の充実は市民の願いであることを充分認識するものがあります。

以上の審査を経て、請願書第2号については、討論もなく、採決の結果、挙手少数で不採択すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査結果の報告いたします。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。